

居宅介護支援事業所
介護予防支援事業所 管理者 各位

相模原市長 本村 賢太郎
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る居宅介護支援事業所等の対応について(通知)

日頃から、本市高齢者保健福祉行政の推進につきまして、御協力いただき、厚くお礼申し上げます。新型コロナウイルス感染症については、各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所におけるサービス担当者会議等の対応に関し、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうまでの当面の間、次のとおりとしますので、適切な対応をしていただきますようお願いいたします。

1 担当する利用者に発熱等の症状がみられた場合の対応について

担当する利用者に発熱等の症状がみられた場合は、『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安』を踏まえた対応について(令和2年2月17日厚生労働省子ども家庭局総務課少子化総合対策室ほか連名事務連絡)を踏まえた適切な相談及び受診を促すようお願いいたします。

また、通所介護や短期入所生活介護などの社会福祉施設等を利用している利用者に発熱等の症状が認められた場合は、社会福祉施設等は利用を断る取り扱いとなることから、利用を断られた利用者の状況把握に努め、必要に応じて訪問介護等の提供を検討するなどの対応をお願いいたします。

2 サービス担当者会議やモニタリング等の対応について

感染のまん延を防止する観点から、居宅介護支援業務については、利用者又は事業者の判断により自宅への訪問を行わないことができることとし、その際の取り扱いは次のとおりとします。

- ・サービス担当者会議については、電話やFAX等を活用して利用者やサービス担当者等への意見照会を行うことで、実施した取り扱いとします。
- ・モニタリングについては、電話やFAX等を活用して居宅サービス計画の実施状況や利用者の状況等の把握をすることで、実施した取り扱いとします。
- ・アセスメントについては、モニタリングと同様の取り扱いとしますが、初回に行われるものについては、より詳細かつ丁寧な聞き取りを行い、利用者の状況や自宅の様子等を把握することで、実施した取り扱いとします。

上記いずれの場合も、経過及び結果を支援経過記録等に適切に記録することが必要です。なお、必要と認める場合には、感染防止を徹底した上で、利用者の居宅を訪問することも含めた対応をお願いいたします。

以上

問い合わせ先
高齢政策課 指定・指導班
電話 042-707-7046 F A X 042-752-5616